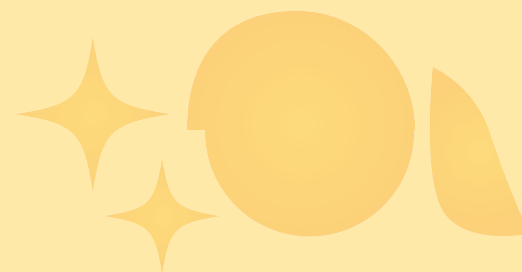
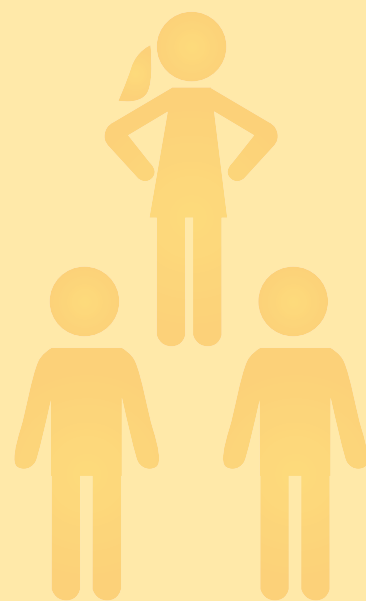
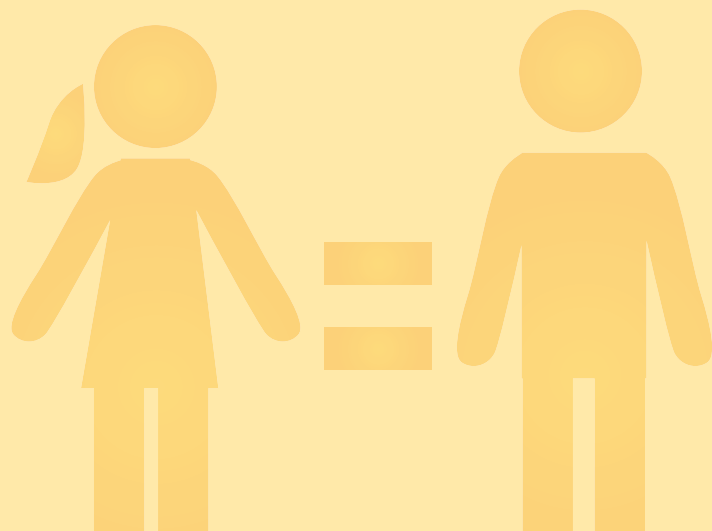




第1章

計画の 策定にあたって

1	計画策定の趣旨	6
2	計画の性格と役割（位置づけ）	7
3	計画の期間	7
4	男女共同参画をめぐる社会の変化	7
5	社会環境の変化	9
6	第2次計画の評価と今後の課題	13



1 計画策定の趣旨

女性の能力が十分に発揮できる社会づくりが目指されています。

男女共同参画社会基本法が平成11年6月に施行されて約20年が経とうとしています。

国では平成27年12月に第4次男女共同参画基本計画が策定されました。この計画では、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍など12の重点分野が掲げられ、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、基本的方向と具体的取り組みが示されています。

また、平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成38（2026）年3月31日までの時限立法）が成立しました。これは、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することが最重要課題であることを物語っています。

長崎県においても、国の動向を踏まえつつ、平成28年3月に「第3次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～」が策定され、男女がともに働きやすい環境づくりや女性の登用促進、女性の就労支援や人材育成など、女性活躍推進に向けた取り組みの強化が進められています。

南島原市は、社会全体の風潮や市民ニーズを踏まえ、新しい計画を策定します。

こうした中、南島原市（以下「本市」という。）では、平成25年3月に「第2次南島原市男女共同参画計画」を策定し、「夢と希望のまち 笑顔輝く みなみしまばら」の実現を目指して、様々な施策を講じてきました。

「第3次南島原市男女共同参画計画」（以下「本計画」という。）は、本市における男女共同参画社会づくりに向けた取り組みの実効性をより高めるとともに、女性の能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進めるため、これまでの計画の進捗状況や市民ニーズに対応しながら、男女共同参画を推進していくための指針となる計画として策定するものです。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

2 計画の性格と役割（位置づけ）

1 男女共同参画社会基本法に基づく計画

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく計画です。

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく計画

本計画の基本目標Ⅱ及び基本目標Ⅲの部分は、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市の推進計画です。

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）に基づく計画

本計画の基本目標Ⅳの「配偶者からの暴力（DV）防止対策の推進」に関する部分は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市の推進計画です。

4 男女共同参画に関する市の総合的な計画

本計画は、南島原市総合計画を上位計画とする部門別計画として、他の部門別計画との整合を図りながら、男女共同参画を推進するための様々な分野にわたる関連施策を総合的かつ計画的にまとめたものです。

5 市民協働で実現を目指す計画

本計画は、市民、事業者、関係団体、行政が協働で取り組む施策を示したものです。

3 計画の期間

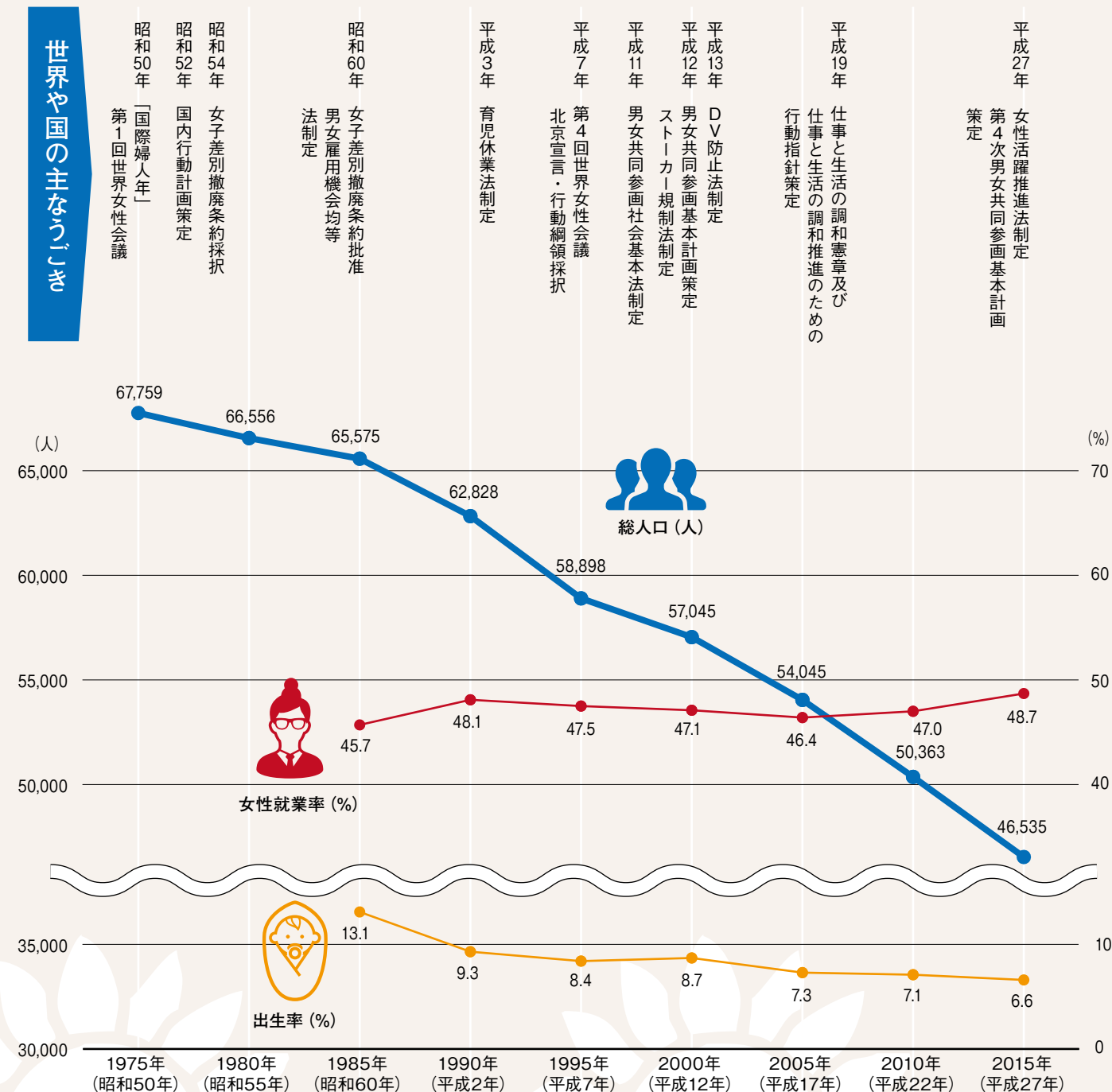
計画の期間は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間とします。

なお、この計画は、社会経済環境の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うこととします。

4 男女共同参画をめぐる社会の変化

これまで、国内外において、女性の地位向上に関する運動や男女共同参画推進に関する取り組みが進められ、長崎県および本市においても男女共同参画に関する取り組みを推進してきました。これらの取り組みを本市の総人口・出生率・女性就業率の動態とあわせて年表で表すと次のようになります。

世界や国の主なつぎ



県や本市の主なつぎ

- 昭和50年 「国際婦人年」 第1回世界女性会議
- 昭和52年 国内行動計画策定
- 昭和54年 女子差別撤廃条約採択
- 昭和60年 女子差別撤廃条約批准 男女雇用機会均等法制定
- 平成3年 育児休業法制定
- 平成7年 第4回世界女性会議 北京宣言・行動綱領採択
- 平成11年 男女共同参画社会基本法制定
- 平成12年 DV防止法制定 男女共同参画基本計画策定 ストーカー規制法制定
- 平成13年 仕事と生活の調和憲章及び行動指針策定
- 平成19年 仕事と生活の調和憲章及び行動指針策定
- 平成27年 女性活躍推進法制定 第4次男女共同参画基本計画策定
- 昭和53年 長崎県婦人問題懇話会・婦人関係行政推進会議設置
- 平成2年 2001ながさき女性プラン策定
- 平成11年 長崎県男女共同参画懇話会を
- 平成12年 長崎県女性問題懇話会を
- 平成14年 長崎県男女共同参画推進条例制定
- 平成18年 長崎県DV対策基本計画策定
- 平成20年 南島原市男女共同参画計画策定
- 平成23年 南島原市女性人材バンク設置 南島原市配偶者暴力相談支援センター開設
- 平成25年 第2次南島原市男女共同参画計画策定
- 平成26年 ながさき女性活躍推進会議発足
- 平成28年 第3次長崎県男女共同参画基本計画策定

5 社会環境の変化

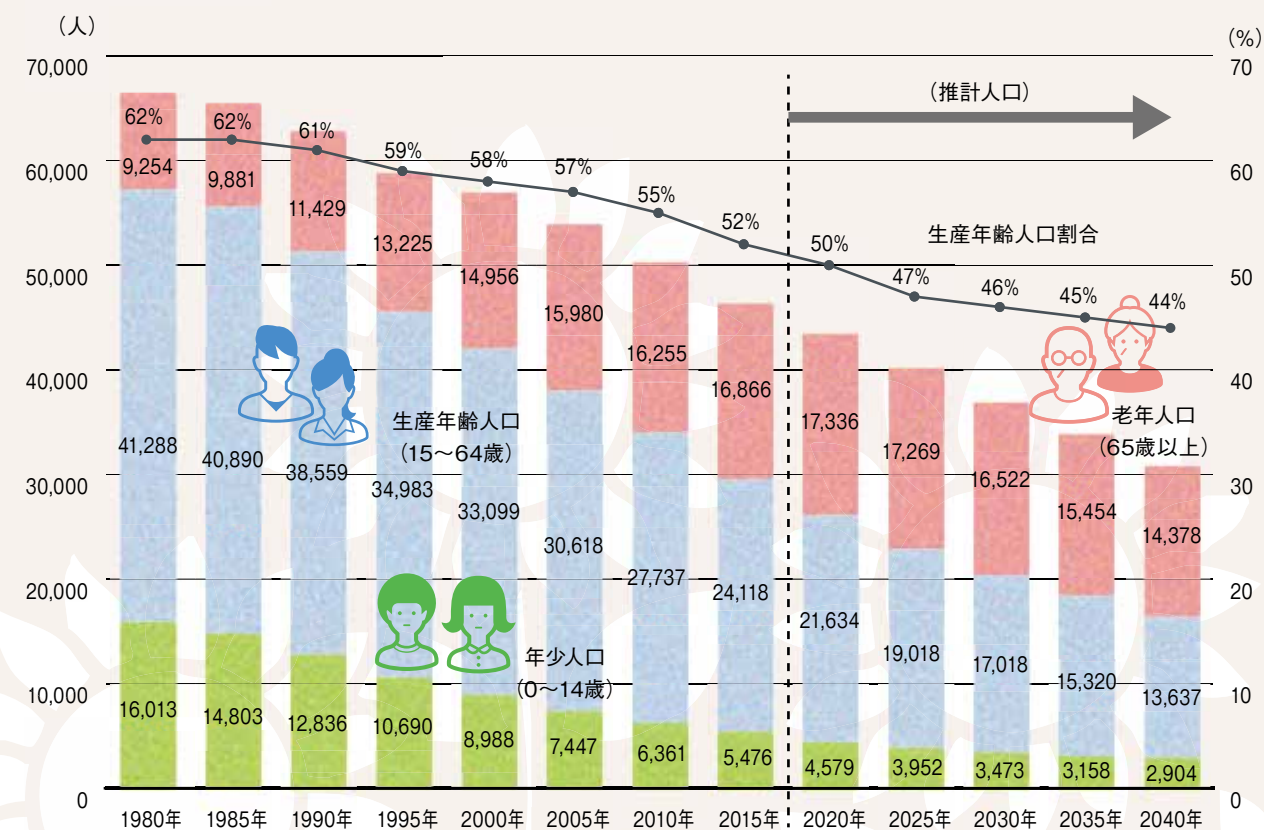
(1)人口減少と少子高齢化の進展

本市の人口は1980 (昭和55) 年以降減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2030年には総人口が4万人を割り込む見通しとなっています。また、2015 (平成27) 年の国勢調査によると、1980 (昭和55) 年時と比べて、老年人口が約2倍となっている一方、年少人口は約3分の1となっており、少子高齢化が確実に進んでいることがわかります。このため、生産年齢人口の割合についても、2025年には総人口の50%を割り込み、2035年には老年人口が生産年齢人口を逆転する見込みとなっています。

このように、人口減少や少子高齢化が進む中では、女性や高齢者など多様な主体が経済活動や地域活動などに参画していくことが重要となってきます。

国においては、少子高齢化、人口減少という構造的課題に直面する中、「女性の力」が十分に発揮されうる環境を整備していくことが不可欠として、平成28年に女性活躍推進法を全面施行し、女性活躍の機運が高まっています。

●本市の人口構成と生産年齢人口の割合



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 女性が職業を持つことに対する変化

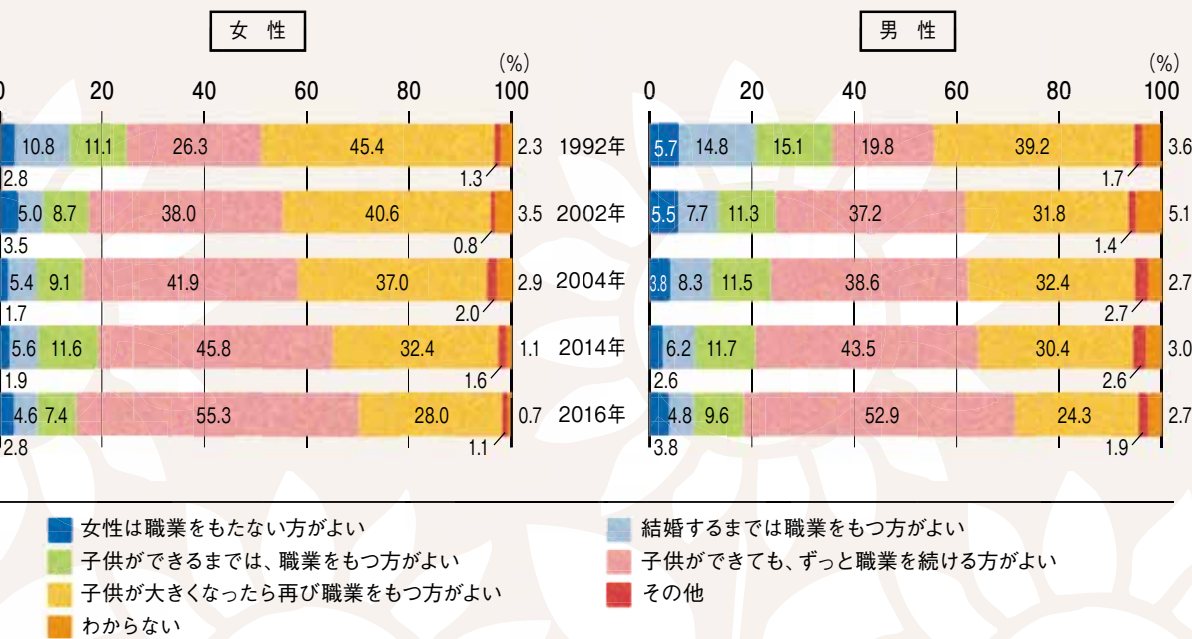
人口減少と少子高齢化の進展とともに、女性の社会参画に向けた動きが進む中、女性が職業を持つことに対する意識も変化してきています。内閣府の世論調査によると、「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合は男女ともに減少する一方、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が増加してきており、2016（平成28）年には「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答した割合が男女ともに50%を上回りました。

一方、本市のアンケート結果では、男女ともに「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が最も高く、次いで「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が高くなっています。

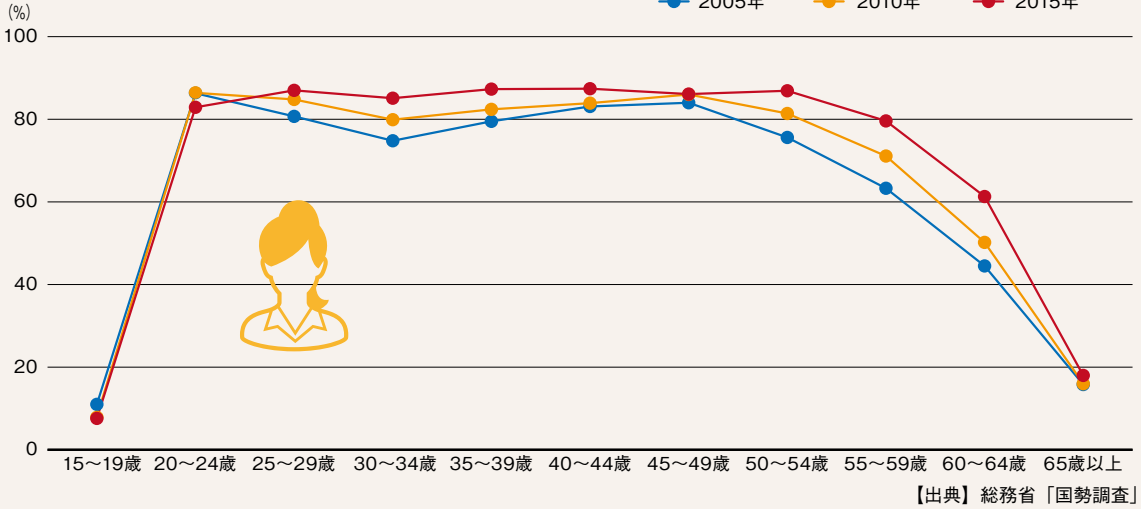
また、本市における女性の年齢段階別労働力率についてみると、25～29歳、30～34歳の出産・子育て期に離職する女性が多いことにより形成されるM字カーブの底が徐々に上昇し、台形の形に近づきつつあります。この状況の背景としては、全国的にも女性が職業を持つことに対する意識に一定の変化があり、仕事と育児などを両立する女性が増えつつあることも考えられますが、未婚者の労働力人口が徐々に増加してきていることなども要因の一つと考えられます。

このように、女性のライフスタイルも変化し多様化する中、育児や介護を行う人や未婚者などあらゆる女性が性別による障壁がなく自らの意思を持って社会で活躍することができるよう、性別による固定的な役割分担意識の変革や家事・育児・介護の負担軽減など、様々な面から男女共同参画の環境整備を考えていく必要があります。

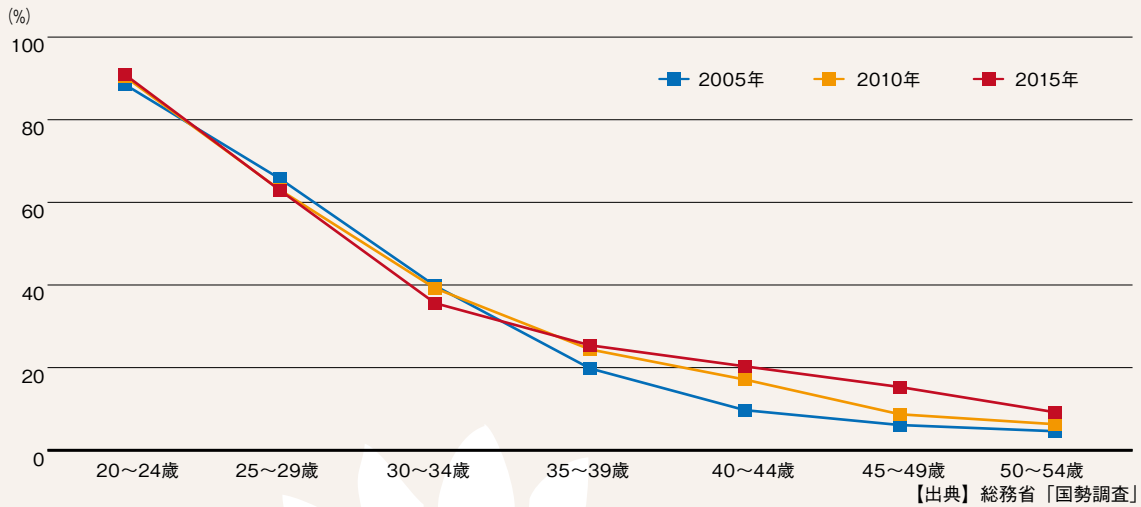
●女性が職業を持つことについての考え方（全国）



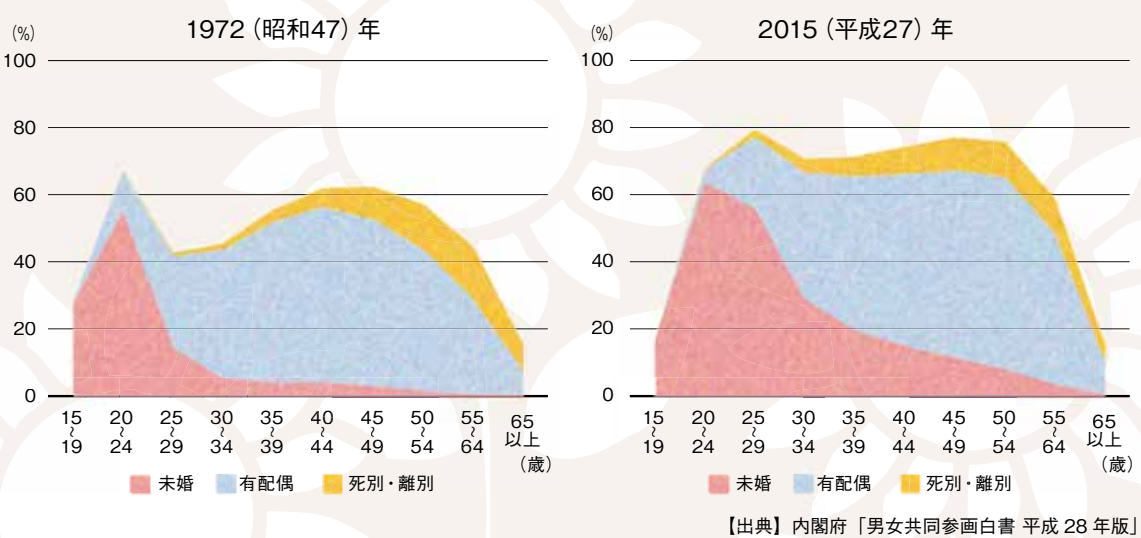
●本市の年齢段階別女性労働力率



●本市の女性労働力人口における未婚者の割合（※離別及び死別を除く）



●女性の配偶関係別・年齢階級別労働力率（全国）



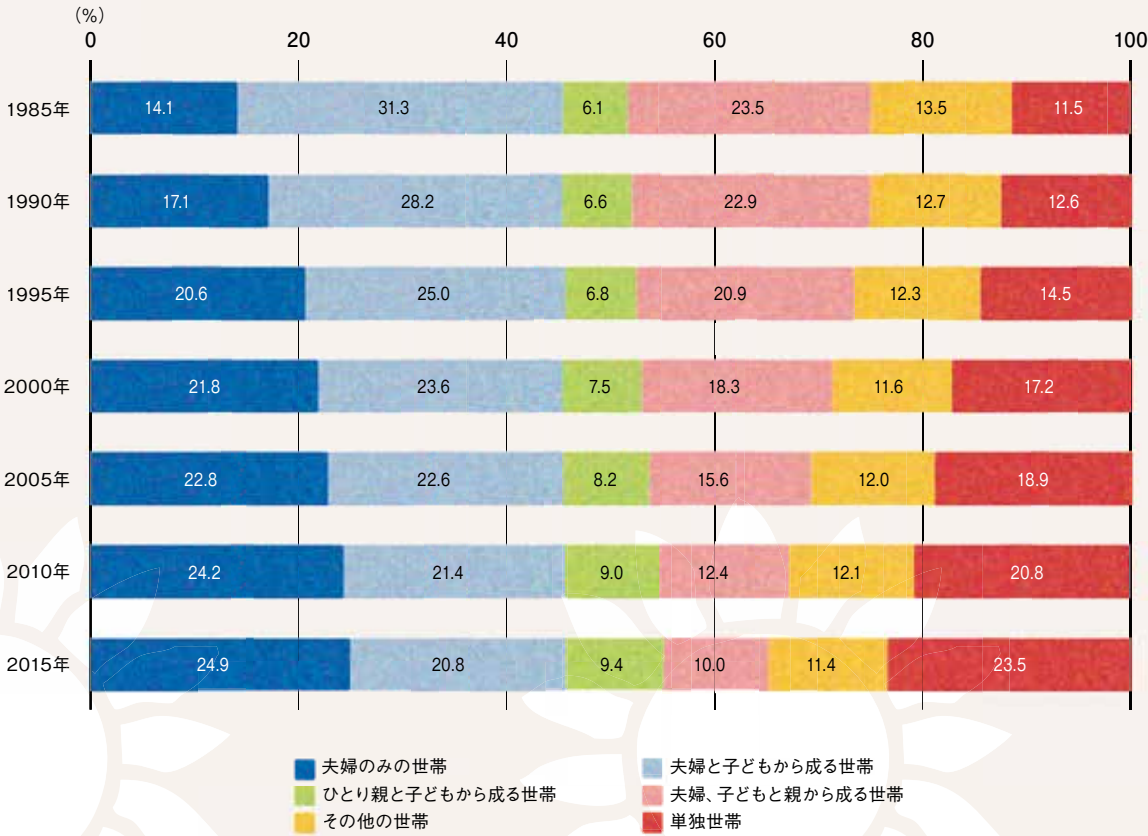
(3) 世帯構造の変化

家族類型別の世帯の割合をみると、「夫婦のみの世帯」と「単独世帯」が増加を続けており、2000（平成12）年まで最も多かった「夫婦と子どもから成る世帯」を上回っています。これらの背景としては、高齢化による高齢者のみの世帯増加や未婚率の上昇による単独世帯の増加が考えられます。

また、「ひとり親と子どもから成る世帯」も徐々に増加しています。

このように、増加している高齢者世帯やひとり親世帯にある人が、生活困難に陥ることなく安全・安心に暮らせるよう、就業や生活のサポートを考慮していく必要があります。

●本市の世帯の家族類型



【出典】総務省「国勢調査」

6 第2次計画の評価と今後の課題

平成25年3月に策定した第2次南島原市男女共同参画計画では、「夢と希望のまち 笑顔輝くみなみしまばら」を基本理念に、10の政策目標と、26の具体的な施策に基づき、達成すべき数値目標を設定しながら進捗管理を行ってきました。また、第5期南島原市男女共同参画推進懇話会において、計画の進捗状況を確認し、その進捗や各施策について課題の検討を重ねてきました。

各政策目標別の取り組み状況と課題は次のとおりです。

政策目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

わかりやすい広報・啓発活動として、講演会を2年に1回、啓発講座を毎年開催してきました。また、ホームページを通じた情報発信や、広報・刊行物における男女共同参画の視点の取り入れなどに努めてきました。

講演会や講座の開催数は計画どおり進みましたが、参加者の固定化や減少傾向もみられるため、今後は、内容や周知方法の工夫が一層重要となります。特にイベントなどでの男性の参加率が低く改善に向けた取り組みが必要です。

政策目標2 学校教育・生涯学習における啓発推進

各学校と連携し、教職員への人権研修やキャリア教育のほか、性教育や人権・DVに関する教育を推進してきました。また、生涯学習においては、女性講座（公民館講座）など各種講座を開催しています。

学校教育に関する取り組みについては、全体的に計画どおり進捗していますが、生涯学習における市政出前講座メニューの活用促進や、各種講座の開催日の工夫が必要となっています。

政策目標3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大

市が設置する審議会等への女性登用の促進や市における女性管理職の登用に努めてきました。また、広くあらゆる分野で活躍している女性の積極的な採用・登用を促進するため、女性人材バンクを設立し、周知活動を行ってきました。

成果指標である審議会等への女性登用率、市職員の女性管理職の登用率とも、目標を達成していません。関係各課への理解の促進や情報発信、能力向上に向けた取り組みなど、総合的な取り組みの強化が必要です。また、女性人材バンクからの登用については成果指標を達成するなど一定の効果は見られましたが、認知度の向上に向けた取り組みが必要です。

政策目標4 女性人材の育成と人材情報の提供

女性力を高める講座の開催のほか、女性人材発掘や女性人材バンクを活用した情報提供に努めてきました。

成果指標である講座開催数は目標を達成できましたが、参加者数が少ない講座があるなど、開催日や周知方法などの改善が必要です。また、女性人材バンク登録者数は目標を達成できておらず、口コミでの勧誘やSNSを利用した情報発信など、新しい視点での取り組みが必要となっています。

政策目標5 農業・水産業・商工業等自営業における女性の自立支援

本市の農業、水産業、商工業等は家族経営や小規模事業者が多いという特徴を持っています。こうした中、経営が家族の話し合いと男女の共同参画により充実・成長していくために「家族経営協定」の締結を進めています。また、女性リーダー育成をめざし、女性農業者として活躍されている講師による研修会の開催などに努めてきました。

成果指標である家族経営協定締結数、農林漁業体験民泊受入件数、商工会女性部研修会開催回数は目標を達成しましたが、女性農業者研修会の開催回数は目標を達成できていません。また、参加者の固定化もみられることから、開催内容の工夫などに努める必要があります。

政策目標6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に向け、講座の開催や広報紙等での情報発信に努めてきました。また、家庭における男女共同参画に向けた広報・周知、更には、多様な働き方ができる環境づくりに向けた取り組みを進めてきました。

成果指標は概ね計画通り達成していますが、講演会・セミナー参加者の固定化の改善に向けた開催内容や開催日の工夫が必要です。また、仕事と家庭の両立を支える認可保育所数が目標に対し不足しているなど、関係機関との連携強化が求められています。

政策目標7 地域における男女共同参画の推進

地域社会における男女共同参画の推進に向け、固定的役割意識の解消に向けた広報・啓発活動に取り組んできました。

関係する講演会やイベントを開催していますが、参加者の固定化や減少が進んでいます。また、開催を担うスタッフ不足など構造的な課題も抱えています。こうした状況もあり、市民アンケート調査では未だに固定的役割分担意識が高い結果もみられており、今後、改善に向けた意識啓発などに一層取り組んでいく必要があります。

政策目標8 男女間における暴力の根絶

DV対策として、配偶者暴力相談支援センターでのきめ細かな相談対応に努めるほか、DVや児童虐待防止に向けた啓発活動や発見した場合の迅速かつ的確な対応を推進しています。

様々な取り組みを行っていますが、市民アンケート結果では、10%前後の市民が何らかのDVを経験しているなど、未だに撲滅にはつながっていないのが現状です。今後は、一層の意識啓発とともに、相談体制の強化や早期発見・対応の強化などを関係機関とともに強化していく必要があります。

政策目標9 生涯を通じた健康支援

各種健康診査や健康教育の実施、心の健康の保持、生涯にわたるスポーツ活動の推進などに努めてきました。

成果指標である特定健診受診率は、受診勧奨を行う臨時職員の採用などの効果もあり、平成24年度は過去最高となりましたが、平成25年度からは減少傾向にあり、周知方法など改善が必要となっています。また、がん検診についても受診率の低下が続いており、開催曜日の見直しなど継続的に行う必要があります。一方、スポーツ教室開催回数は目標を大幅に達成し、参加者も多い状況にありますが、固定化もみられることから、一層の周知が必要です。

政策目標10 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭の自立支援と相談体制の充実のほか、高齢者や障がいがある人の支援や高齢者虐待防止に向けた各種講座の開催などを行ってきました。

しかし、いじめ問題や障がいに関するテーマについて、市民の関心が低く参加者も低調な状況が続いており、改善に向けた取り組みが必要です。また、地域における様々な支援や相談を支える民生・児童委員の活動も、近年の生活環境の複雑化により、民生・児童委員を取り巻く環境は厳しくなっています。今後は、地域や関係機関との連携を一層強化しながら、各種の対応に努める必要があります。